

○ 本件で公表する自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正案と同様の改正を行う告示

告示の題名	根拠となる法令の条項
信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	信用金庫法第 89 条第 1 項
協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項
農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準	農業協同組合法第 11 条の 2 第 1 項
漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準	水産業協同組合法第 11 条の 8 第 1 項
農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準	農林中央金庫法第 56 条
株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準	株式会社商工組合中央金庫法第 23 条第 1 項
労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	労働金庫法第 94 条第 1 項
最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件	金融商品取引法第 57 条の 17 第 1 項

○ 本件で公表する自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示の一部改正案と同様の改正を行う告示

告示の題名	根拠となる法令の条項
信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項	信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号二等
協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 69 条第 1 項第 5 号二等
農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項	農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ等
漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 48 条第 1 項第 1 号ホ等
農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項	農林中央金庫法施行規則第 112 条第 5 号二等
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規

第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項	則第 83 条第 1 項第 5 号二等
労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項	労働金庫法施行規則第 114 条第 1 項第 5 号二等
金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件	金融商品取引業等に関する内閣府令第 208 条の 28 第 1 項

○ 本件で公表する自己資本比率規制(第1の柱)に関する改正告示(附則)の一部改正案と同様の改正を行う告示

告示の題名	根拠となる法令の条項
信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	信用金庫法第 89 条第 1 項
協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項
農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準	農業協同組合法第 11 条の 2 第 1 項
漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準	水産業協同組合法第 11 条の 8 第 1 項
農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準	農林中央金庫法第 56 条
株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準	株式会社商工組合中央金庫法第 23 条第 1 項
労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	労働金庫法第 94 条第 1 項
最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件	金融商品取引法第 57 条の 17 第 1 項